

健全化法に基づく財政再生計画の同意基準の策定・公表について

(健全財政)

(財政悪化)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)

地方公共団体の策定した計画
自体に国等の関与はない

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)

財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に協議し、同意を得ることができる

<財政再生計画の主な内容>

- ① 財政状況が著しく悪化した要因分析
- ② 計画期間
- ③ 財政の再生の基本方針等
 - ・ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額
 - ・ 歳入歳出年次総合計画
 - ・ 健全化判断比率の見通し
- ④ 再生振替特例債の各年度ごとの償還額

<同意基準の主な内容>

※同意基準に照らし適当なものについて総務大臣は同意を行う(法第10条第2項・第3項)

- ① 財政悪化の要因分析が公正妥当なものであること
- ② 計画期間が財政の再生を図るため必要最小限度の期間内であること
- ③ 歳入歳出の均衡を実質的に回復すること(実質赤字比率)
- ④ 早期健全化基準未滿とすること(連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)
- ⑤ 計画期間内に再生振替特例債の償還を完了すること
- ⑥ 各会計ごとの取組が明らかにされていること

<地方債の起債>

- 同意あり
 - ・ 総務大臣の同意を得た財政再生計画に基づき許可
 - ・ 再生振替特例債の起債可
- ×同意なし
 - ・ 災害復旧事業債等を除き、地方債の起債を制限
 - ・ 再生振替特例債の起債不可